

(馬飼養者の皆様へ)

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取り組みについては、猶予期間が設定されています。)

主な改正内容

- 1 馬の所有者の責務を新設 (I-1)
- 2 飼養衛生管理に係るマニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 (I-3)
- 3 衛生管理区域の考え方を明確化 (I-6)
- 4 衛生管理区域への立入時の人の消毒を追加 (II-7、8、9)
- 5 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置を新設 (II-11、12)
- 6 厩舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加 (III-16)
- 7 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化 (III-18)
- 8 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設 (III-21)
- 9 衛生管理区域から退出する人および車両の消毒、搬出する物品の消毒等を新設 (IV-24、25、26)

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」(本文)をご覧ください。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111 (内線395) FAX:0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp

